

松戸市教育委員会会議録

平成29年10月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成29年10月定例会

開 会	平成29年10月12日(木) 10時より	閉 会	平成29年10月12日(木) 11時40分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 10 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	市民会館 主幹	横尾 和彦
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	学務課 課長	織原 一浩
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 課長補佐	浅田 勉
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24		
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25		
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26		
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27		
8	〃 課長補佐	千葉 貴子	28		
9	〃 課長補佐	大西 真	29		
10	〃 主査	藤中 孝一	30		
11	〃 主任主事	四戸 俊也	31		
12	〃 主任主事	島村 仁美	32		
13	社会教育課 課長	星野 敦子	33		
14	〃 課長補佐	藤谷 美伸	34		
15	〃 美術館準備室長	田中 典子	35		
16	〃 主査	齋藤 真一	36		
17	〃 主任主事	中村 愛	37		
18	〃 主任主事	榎本 良子	38		
19	市民会館 館長	向後 文大	39		
20	〃 参事補	大村 雅英	40		

平成29年10月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年10月12日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成29年10月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第29号

松戸市民会館条例の

一部を改正する条例の制定について

(市民会館)

② 議案第30号

平成29年度末及び平成30年度

松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに

平成29年度末及び平成30年度

松戸市立高等学校職員人事異動実施方策

の制定について

(学務課)

③ 議案第31号

松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について

(社会教育課)

④ 議案第32号

指定管理者の指定について

(社会教育課)

教育長 会議に先立ちまして、一昨日10月10日午前8時42分ごろの交通事故でしたが、残念ながら、市内児童の尊い命が奪われたということがありました。ご冥福をお祈りして、皆さんで黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いします。では、お願いします。黙禱。

(黙禱)

教育長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、3名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合には、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年10月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

市場委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎報告等

教育長 それでは、議題に入りますが、その前に、ご報告があります。

このたび市場卓委員が任期満了を迎えられましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得、10月8日付にて市長より任命をお受けになり、再任されました。今朝ほどその任命式を済ませたところでございます。

任期は、平成33年10月7日までの4年間でございます。

それでは、市場委員より、一言ご挨拶をお願いします。よろしくお願いします。

市場委員 このたび2期目、教育委員を拝命しました市場です。よろしくお願いします。

4年前に私が初めて教育委員になったころには、それこそ教育長と教育委員長の違いとか、そういうレベルからの始まりでしたけれども、4年間、教育委員として務めさせていただいている間に、教育行政の幅の広さとか難しさとか、そういうものを実感して勉強してきました。教育行政の大変さに圧倒されながらも、やはり教育委員レイマンとしての一員として、これからも自分の価値観だとか倫理観だとか理想だとか、そういうものに基づいた発言をすることによって、少しでも教育行政にいい影響を与えられれば、それから教育委員会事務局の、厚かましい言い方かもしれませんが、チェック機能を果たす者として仕事をしていきたいと思っています。またよろしくお願いします。

教育長 ありがとうございます。

ここで議席の指定を行います。

松戸市教育委員会会議規則第7条の規定により、ただいま着席していただいている席を議席として指定いたします。ご承知おきください。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案4件となっております。

ここからの議事進行を山田教育長職務代理者をお願いします。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 日程に入ります前に、私のところにも昨日の事故の関係で、何かどういう状況だったのかという問い合わせを、私も詳細はわかりませんが、お問い合わせをいただいたりしました。その時間帯であるとか状況であるとか、どういうふうなところに問題があったのかを知りたいという市民の方の真摯なお声だと思って、わからないことはわからないとお答えしましたが、登校途中ということをもって、教育委員である私に何らかの意見を求めるという、そのような感覚で見えらっしゃる市民の方ともしっかりとお話をしていかななくてはならないなと思いましたが、また、そういうところの責任を、みんなが責任を逃れるのではなく、しかし、しっかりと確認をしながら、運転者に対する憤りはともかく、何かできることがあるのかなと思いつつ、受けとめた次第であります。心からご

冥福をお祈りしたいと思います。冒頭、個人的な感想で申しわけありませんが、申し上げます。

◎議案第29号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第29号「松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

市民会館長。

市民会館長 市民会館長の向後文大と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

議案第29号「松戸市民会館条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目でございます。

提案理由といたしましては、市民会館の使用料に関する規定等を整理し、利用者の利便性の向上を図るためでございます。この提案理由の説明は、大枠での説明になりますので、具体的にはこの後ご説明申し上げますけれども、今回の一部の改正のポイントとしましては、市民会館をご利用する際の備品の使用料金についての改正になります。

ご案内のとおり、市民会館を使用する場合には、使用料金というのがございますけれども、その際に備品、例えばマイクですとかテープレコーダーですとか、そういった備品を使用する際にも料金が発生するんですが、その料金についての改正でございます。

この料金表を条例から削除をするという内容でございますが、単純になくすわけではなく、これを施行規則のほうに移すというような内容になります。以下、詳しくご説明させていただきます。

詳細については、では、次のページをお願いいたします。2ページからその条例の条文になっております。案となっております。改正する部分は一つずつ条文になっておりますが、この後の新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、2ページ、3ページの次、4ページからご説明させていただきます。

なお、3ページの附則の部分でございますが、この条例は、平成30年2月1日から施行す

ると書いてございます。これはこの市民会館の予約のシステム、これが2月1日から変更されるため、この条例の一部改正も2月1日ということで、この2月1日の意味は、そこにご
ざいます。

前後しましたが、では4ページ、新旧対照条文でご説明をさせていただきます。

まず、現行の第7条、これの下線の引いてある部分ですね。別表第2という言葉が削除されるものでございます。これは、先ほど申し上げましたように、備品の使用料金表が削除されますことから、この別表第2というのが条文から削られるということになります。

そして、次の第18条の部分も変わります。第18条の別表第3のところ、これが改正案では別表第2となっておりますが、これも同じく、別表が1個削られる関係から、別表第3が別表第2になるという繰り上がりでございます。

そして、その下でございます。別表の第1、これは左右に表が並んでおりますけれども、ご覧いただきますとわかりますように、単位の部分、1時間単位での設定なんです、この1時間という単位が昼間と夜とそれぞれ記載がございましたので、これはこの表を整理させていただきたいというものでございます。昼間と夜とそれぞれ1時間と書いてございますが、これが重複しておりますので、この表の中から削除をして整理をするという改正でございます。

続きまして、5ページですが、その表の続きでございます。5ページ、同じく上の段から1時間という単位が整理されております。

そこから、3番がプラネタリウム室使用料となっております、その下でございます。4番としまして、新しい条文のほうに2行加わっております。附属設備及び備品使用料、次の行に、市長が定める額となっております。この意味は、この4番、附属設備及び備品使用料というのが条例から削除されて、施行規則に移行する関係から、これを市長が定める額という表現として、ここに挿入してあるわけでございます。

そして、その下、ア、イ、ウは言葉づかいを整理しまして、エの条文、これは使用料の「1時間につき各使用料の」というところに下線引いてありますけれども、これは延長料金についての規定でございます。この表現をより正確にするために、右の表のように、若干長い言葉になっておりますけれども、正確な記述とするために一部改正をするものです。

それから、オでございますが、冷房または暖房施設を使用する場合の料金規定でございますが、これも同様に、施行規則のほうに移行するというところから、削除となっております。

そして、その下、別表第2、これが丸ごと削除となっております。これを条例の条文から

削除をして、施行規則のほうに移行するという事です。

以下、6ページも同様でございます。

そして、7ページも同様となっております。

そして、7ページの最後、別表第3が別表第2というふうに、表が繰り上がりますので、条文の番号が変わるというものでございます。

条例案につきましては、以上の改正を提案するものでございますが、今後の予定としましては、このご承認がいただけましたならば、12月の定例市議会にこちらをご提案をしまして、平成30年2月1日からの施行予定というふうに進めていければと考えております。

そして、先ほど申し上げましたが、平成30年2月1日から、インターネットの予約のシステムが変更になります。その関係がございまして、この条例の一部改正も2月1日から施行するという提案になってございます。

なお、この条例、一部改正ができました後に、申し上げておりますように、施行規則のほうの改正もこの後予定をしております。こちらもやはり同じように、教育委員会会議においてお諮りをいたしまして進めていければと考えております。

なお、補足でございますが、今回なぜその条例からこの使用料金表を削除して、そして施行規則のほうに移行するかという点でございますけれども、これについては、まずこの料金体系の整合性ということがございまして、同じ松戸市の施設の中でも、市民センターですとか市民交流会館、こちらは昨年の夏に開館した施設ですが、そういったところの条文も、この備品の使用料金につきましては、条例ではなくて施行規則のほうに記載をされております。そういった整合性もございます。

そしてまた、条例から施行規則に移行するという事は、それだけ規則の変更ですとか運用に関しまして、より柔軟な対応が図れる。最終的には、市民の方の利便性に寄与するものという考え方がございます。そういったところから、今回このようなご提案をすることになります。

以上、ご説明でございます。よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第29号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 今のご説明で大体理解しましたけれども、まず別表第1の変更というのは、単位の

ところの行、列を除いただけで、実質的には変わらないという理解でよろしいかということと、あとこの会議室とか料理教室とか、幾つか部屋がありますけれども、そういうところの実際の利用状況だとか、どんな目的で利用されているのか、その辺を教えてくださいたいんですけれども。

市民会館長 ただいまご質問の点につきましてご説明申し上げます。

まず、別表第1の変更点でございます。これは4ページから5ページにまたがって別表第1の新旧対照表がございますけれども、まずは単位の部分が整理されているということがございました。その部分についての実質的な変更はございません。文言の整理となります。

そしてまた、その下の部分ですね。3番のプラネタリウム室使用料の下の部分、4番を加えるということになります。この4番というのが、この条文でいいますと、附属設備及び備品使用料、行がかわって、市長が定める額という2行が加わっておりますけれども、この変更点というのは、要はこの備品使用料については、市長が定める額にするという表現なんです。結果としては、これを施行規則のほうに記載しますということと同じ意味でございます。

そしてまた、ア、イ、ウ、エ、オにつきましては、言葉の整理、正確な表現、そしてまた施行規則への移行というところで、若干の文字の増減がございました。

次に、2番目のご質問でございますけれども、会議室等の使用につきましてのご質問かと思えます。会議室が101から102、201というふうにならずずっと記載がありますけれども、会議室におきましては、一般の市民団体様の会合であるとか、あるいはいろいろなサークル活動を実施している場所である。と同時に、例えば部屋によっては、例えば102のように料理教室としての機能を備えているような部屋もございますし、また、防音のある部屋もございます。303号室は防音の施設のある部屋でございますので、音楽の練習であるとか合唱の練習であるとかいう部屋の機能もございます。

また、ながいき室というところもございまして、これは16時30分までは地元の高齢者の方が優先的に使用できる部屋で、各部屋ごとに若干の機能の違いはございます。それぞれ市民の方々に有効に機能的に使用していただいているのかなという認識でございます。

そういった回答でよろしいですか。

市場委員 例えば、具体的に稼働率という言葉でしょうかね。どれぐらい利用、きちんとしたものはないのかもしれないけれども、大体目安としてどれぐらいとかがありますか。

市民会館長 稼働率は、全体の稼働率は、使用可能時間から実際に使用されている時間等で計

算をするわけなんです、おおむね7割という数字で稼働をしております。また、詳しい数字につきましては別途ご案内もできますけれども、おおむね7割ぐらいの利用率ということなのかなという認識でございます。

稼働日数による稼働率は、ホールにつきましては、平成28年度ホールにつきましては72.3%、そしてこの会議棟に関しましては70.4%という数字が、今、手元のほうにあります。そのような稼働率でございます。ありがとうございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 ありがとうございます。山形です。

この条例から規則にすることによって、運用のメリットが大きいからというところなんですけれども、例えば新しい何か備品を購入して使いますというときに、規則のほうが柔軟に運用できるという理解でよかったですでしょうか。

市民会館長 ありがとうございます。

ただいま山形委員のおっしゃったとおり、より柔軟な対応ということは、例えば新しい備品が加わったときに、それを速やかに、市議会は年4回ですけれども、より素早く柔軟に対応できるという認識でございます。現に昨年度、例えば液晶プロジェクターというのを新しく加えたわけなんです、これも条例でございますので、市議会の審議になりましたけれども、今後は柔軟な対応が、またより素早い対応が図れるのかなというふうに考えております。ありがとうございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 委員に手元には、条例のこの別刷りも恐らく用意されていると思います。

この規則にするというのは、この19条の委任というところが必要な事項は市長が別に定めると、これが規則というふうな理解であって、条例は市議会に諮るものだけれども、規則は先ほどおっしゃったように、この教育委員会会議には上げるけれども、それで決定ができるというふうな理解でよろしいですか、補足の質問。

市民会館長、お願いします。

市民会館長 施行規則につきましては、この教育委員会会議でもお諮りいたしますし、また、

市役所の稟議もございますので、最終的には市長の決裁を頂戴するという形になります。

教育長職務代理者 議会の事項ではないという。

市民会館長 はい、そういうことになります。

教育長職務代理者 この19条のこれが規則の根拠ですね、委任がね。確認です。

参事補、お願いします。

市民会館参事補 市民会館条例の第7条の規定で、今回改正いたしました使用料というところで、会館の使用料を受けた者は、別表第1、第2がなくなりまして、定めるところに算した額を使用料として納付しなければならないということで、今回の改正で、別表の第1の4のところですか。附属設備及び備品使用料ということで、こちらのほうに、すみません、5ページをご覧くださいいただけますか。附属設備及び備品使用料ということで、市長が定める額という規定に基づいて使用料を納めていただくということで、その個別の備品の使用料については、規則のほうで条例から移行した表でもって、その使用料を納めていただく、そのような取り扱いになっております。

第19条のほうは委任条例で、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるということで、以前、市民会館は市民部のほうの管轄でございましたものが、教育委員会のほうに移行いたしまして、教育委員会が管理運営を行う、そういうような条文の規定になっております。

以上です。

教育長職務代理者 わかりました。

ちょっとたてつけだけ確認したかったんですが、条例が基本にあって、規則に移す。その規則というのは、なぜ、それを別に規則をつくれるかといえば、この19条が根拠かなと思っただんですが、そういう理解でよろしいのかな。その先のご説明を今いただいたような気がしますけれども、それでよろしいですか。

市民会館参事補 はい、そういうふうな考え方で。

教育長職務代理者 すみません、基本的なところでごめんなさい、ありがとうございました。

市民会館参事補 ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第29号を採決いたします。議案第29号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第29号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第30号

教育長職務代理者 続きまして、議案第30号「平成29年度末及び平成30年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成29年度末及び平成30年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方針の制定について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 学務課長の織原です。よろしく申し上げます。

議案第30号「平成29年度末及び平成30年度松戸市立高等学校職員人事異動方針並びに平成29年度末及び平成30年度松戸市立高等学校職員人事異動実施方針の制定について」ご説明いたします。

議案についての説明の前に、少しわかりにくい点もありますので、松戸市立高等学校の人事異動について説明させていただきます。この後、松戸市立高等学校につきましては、以下市立高校という形で言わせていただきます。

市立高校は、公立の義務教育の学校とは異なり、職員の給与についても市が負担していますので、市教育委員会が単独で人事異動を行っても構わないのですが、市内には市立高校が1校しかない中で、市教育委員会単独では人材を確保し、職員構成の適正化を図るなど、効果的な人事異動を行うことが難しくなります。

そこで、市立高校の人事異動については、県教育委員会と連携し、県立高校等を含めた形で実施しております。そのため、松戸市独自の項目を加えつつ、県教育委員会の人事異動方針・実施細目に準じ、大きな差異が生じないような形で、松戸市教育委員会の人事異動方針・実施方針を策定し、それらに基づいて市立高校の職員の人事異動を行わせていただいております。

以上のことから、本件につきまして、本来千葉県教育委員会制定の平成29年度末及び平成30年度公立学校職員人事異動方針と公立高等学校職員人事異動実施細目を受けて、本市の人事異動方針・実施方針を制定すべきものです。しかしながら、今年度につきましても、過日、県の人事異動方針は示されたものの、まだ県の実施細目が示されておりません。例年10月中

旬ごろに公表されますが、それを待って本市の人事異動方針実施方策を制定していますと、高校職員の異動希望調査票の提出締め切りが11月初旬となっており、日程的な余裕がなくなってしまう。

そこで今年度も例年と同様に、過日公表された県教育委員会の人事異動方針を踏まえながら、昨年度制定された県教育委員会の人事異動方針と人事異動実施細目に準じて、本市の人事異動方針・実施方策を策定し、この10月の教育委員会定例会議に提案させていただきました。

昨年度からの改正点やその趣旨については、お手元の資料13ページから17ページの新旧対照表と主な改正点と理由にお示ししております。

改正の主な趣旨は、昨年度の教育委員会会議でご指摘いただいた点への対応と、県教育委員会の人事異動方針の改正や人事異動にかかわる制度改正への対応となっております。特に人事異動実施方策の改定についてご説明いたします。

資料15ページ、人事異動実施方策の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1異動施策の1で、小中学校からの人事交流期間終了後は、「原籍学校種に帰還するものとする」という規定の前に「原則として」を加筆しました。昨年度の11月定例会議でご報告しましたが、昨年の10月定例会議後に県教育委員会の制度改正があり、小中学校からの人事交流で、市立高校に勤務していた職員が、直接県立高等学校等へ異動することが可能となったことに対応するものでございます。

続いて、資料16ページをご覧ください。

第2「職種別の異動方策」の2「教諭、養護教諭」に(6)を新たに設け、重点校の職員の公募についての規定を、昨年度の3から移動し、最初の段落の文頭の「自己啓発指導重点校、進学指導重点校及び中高一貫教育」と、次の段落の「ただし、小学校及び中学校との人事交流による、原籍学校種が高等学校以外の職員は、公募の対象とはならない」を削除しました。

まず、項目立てを県の人事異動実施細目に準ずることで、市の実施方策と県の実施細目との比較をしやすくしました。また、自己啓発指導重点校の指定がなくなったり、公募の対象が市立高校で勤務する小中学校を原籍学校種とする職員にも拡大されたりと、県教育委員会の制度改正がありましたので、対応をいたしました。

これらの改正により、県立学校との人事交流を一層円滑に推進するとともに、小中学校からの人事交流で、市立松戸高等学校に勤務した職員が、そこでの経験に通じて得た知識や技能を県立高校を含めた、より多様な学校種で生かすことができるようになります。

以上、市立高校の人事異動方針並びに人事異動実施方策についてのご説明といたします。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第30号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

文面上かなり変更がありますけれども、もともとご説明あったところ以外でも、大変重要なところは変わらない点で、7年間で限度としてかわられるとか、いろいろあります。質問の中で理解を深めたいとも思いますし、これに基づいて人事が動いていくということですので、気になることがありましたら、全て出していただければと思います。いかがでしょうか。

これも県の細目がまだこれから出るということですし、結局去年の細目が出て、その重点校のところのあたりは、結局そこに取り込まれたというような理解でいいわけですね。そういう理解でよろしいですか。

学務課長 はい。

教育長職務代理者 この辺のところについては、まだちょっと多分理解があれなのか、後でもう一回私からも補足をお願いしますので、よろしくお願ひします。

市場委員。

市場委員 少なくとも最長10年で必ずかわるという規則だと思います。それは県の人事異動方針との整合性が必要だという話はわかりますが、10年を限度としてかわるというものが、本当に妥当なのかなと思ひながら、毎年見えています。教育委員会事務局とか現場を経験された方の実感として、そこは本当に妥当と、考えているのかという点と、あと現実的にどれぐらいで先生方というのはかわっているのか、平均を聞いても余り意味がないのかもしれませんが、どれぐらいで学校の先生というのは、市立高校の先生というのは交代していくものなのか、その点、何かデータを教えてほしいんですけども。

学務課長 今10年ということで、県立学校の異動についてはお話がありましたけれども、まず、10年を原則としています。ただ、場合によっては、例えば学校経営上必要な人材については、校長の裁量でもう一年延長というのも可能になります。しかし原則は10年ということになります。

そういう中で、まず10年というのは学校の活性化、人事の活性化を図っていくということで、必要になると思ひます。

市場委員 実際にどれぐらいでかわっているわけですか。本当に10年いる先生が多いというの

が現実なのか、5年ぐらいでかわっていく人が多いということなのか。

学務課長 そうですね、10年丸々いる人もいますけれども、異動年数は、人それぞれ個々の事情によって異なりますが、5年から10年の間で異動していく人たちが多そうですね。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

市場委員 じゃ、ちょっと続いていいですか。

教育長職務代理者 はい、続けて、市場委員。

市場委員 先ほど自己啓発指導重点校とかがなくなったという説明があったかなと思いますけれども、県の決まりとしてそういうのが、今はなくなったということですか。

学務課長 重点校の職員の公募に関する変更というのがありまして、以前、県は自己啓発指導重点校、それから進学指導重点校、中高一貫教育重点校を指定しておりました。重点を置く指導に積極的に取り組む意欲と熱意を持つ教員を公募したということです。現在はその中で自己啓発指導重点校の指定を取りやめております。だから、今行っている公募につきましては、進学指導重点校10校、それから中高一貫教育重点校2校が対象で、各校さまざまな条件を示して職員を公募しているということになります。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 もともと旧の規定の3番目、公募制度についてであった中のものは、自己啓発指導重点校はなくなったので、残り2種についてやっている。それは新の規定の中では、この(6)に書かれている平成30年度千葉県立中高等学校教員公募制度実施要綱に定められているということですね、その内容は、わかりました。

そのほかいかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 質問ではないんですけれども、この文言について、以前にやったことというのは、ちょっと記憶にあるところで、すごくいい改正ができたんじゃないかと私は思って拝見していました。一般方針のところの言葉の整理というのがとてもよくできているのではないかと感想を持ちました。特に刷新という言葉がすごくひっかかっていたのが記憶にあって、常により学校運営にあたるように尽くされている先生方に対して、刷新という言葉を使うのは、やはりおかしくないかなというふうに感じていたので、今回の改正はすごくよくなったのではないかと全体を通して思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ご意見ということでございました。何かその点補足はありますか。

よろしいですか、学務課長、ありますか。

学務課長 今、「刷新」という言葉がありましたけれども、改正し「適正化」とし、今は組織力と機動力を持ったという表現にさせていただきました。調和的な学校運営でかつ効率的なという意味で、今後そういう視点で対応していくということで、文言を考えさせていただきました。

教育長職務代理人 伊藤委員。

伊藤委員 13ページの異動方針のところなんですけれども、これは県の改正に準じて加筆されたということなので、それに倣われただけなのかもしれませんが、特に第1の一般方針のすぐれた人材の確保云々のところなんですけど、教育効果を高めて、調和的な学校運営が行われるように適材適所でやるんですよというところに、効率的なという言葉をつけ加えられているんですけども、ちょっと効率的という言葉の意味合いが、その成果はともかく、何かもうまく効率よく回るのがいいんだというような、要するに能率を重視しますよということで、教育の分野では効率的という言葉がうまく当てはまるのかなというのが、ちょっと何となく気になるところです。県のほうでそういうふうにされているのであれば、しょうがないのかなという気もしますけれども。

だから、もし調和的かつ効果的な学校運営とかで、効果的というのであれば、何かそういう成果が重視されて、必ずしも能率だけがよくななくても、いい成果が上がるのであればいいんですよという、そういう意味合いならまだいいんでしょうけれども、何か効率的というのと、ちょっとさっき言ったように、ちょっと気になってはいます。

教育長職務代理人 一旦そこよろしいですか。

伊藤委員 はい、結構です。

教育長職務代理人 じゃ、この点、いかがでしょうか。

学務課長、お願いします。

学務課長 先ほど「刷新」という言葉を「適正化」にかえて「組織的・機動的な体制づくり」という言葉を加えさせていただいた中で、やはりそういう点を踏まえて、「効率」という言葉をここで使わせていただいたところでございます。

確かに、今お話ししたとおり、例えば教育の質の向上、質を高めるという視点で、そういう意味合いを踏まえたところで考えております。

以上です。

教育長職務代理人 この言葉の中に、その意味も含めているのだというご説明ですね。

そうですね、基本的に一般方針ですから、もう本当に土台となる条文ですから、その言葉一つ一つの意味って大変大切だろうとは思いますが。効率というところにそういうことを感じられるというご意見でございます。効果的などというふうなことで、松戸市は考えていったらどうかというご意見であったというふうに思います。言葉については、これは検討する余地があるのかなのかだけ、じゃ、学務課長からお願いします。

学務課長 先ほどから、これは県の方針の中の一つなので、そこは県と調整を図りながら人事を進めていきたいと考え、この言葉についても県の方針に準じてと考えております。

教育長職務代理者 この場で、効率、能率を追うようなことでない運用をしていただきたいというご意見があったということで、記録していただければと思っております。

そのほかいかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 17ページの人事異動実施方策の第8のところの異動のところ、人事交流終了後は原籍学校種に帰属するものとするという規定を原則としてと加筆したというところがあったんですけども、元いた学校に戻らなければいけないというシステムというのは伺ったんですが、それに関して今までは元いた学校に一度戻って、また別な学校に行く。原籍というのがあるというのが、あてはまらない先生もいらっしゃるんで、原則としてという言葉になったというのを聞いたんですけども、もとの学校に戻ることでのメリットや、逆に戻らないことでのメリットがあるかを、質問です。現場の先生として、原籍に戻ることがメリットが、どんなメリットがあるのか、逆に戻らないで別な学校に行かれることでのメリットというところを伺いたいです。

学務課長 今の原籍校に戻るということについて、まず説明させていただきます。

これまで市立高校から県立高校への異動というのは認められていませんでした。原籍校が義務で、市立高校に交流で異動している方についてはということです。それが昨年、義務籍の方でも市立から県立へ直接異動できるようなシステムができました。現在、例えば松戸市の義務の小中学校から12名の教諭、また教頭が1名、あわせて13名交流を行っております。

これまで、松戸市立の小中学校から市立高校に交流ということで、学校の活性化のため、市の教育施策に基づいて、そういう異動を行っております。そこで力を発揮し、原籍校に帰還する。異校種を経験する。つまり、高校の経験を生かして帰還した義務教育の中で職務に努める。小中学校で異校種を経験を生かしていくことであります。

そこで昨年、市立高校から県立高校へ、原籍校が義務教育の方も直接異動できるよう

になり、市立高校から県立高校に異動した場合、本人のスキルアップという形で、市立高校で得た知識をさらに今度県立高校で生かしていくというようなところでメリットがあります。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

何か前回の議論を思い出すんですが……

市場委員、お願いします。

市場委員 今の山形委員の質問に関係するんですけども、中学校の先生が、市立高校に行くということは、中学校の教員の免許も持っているし、高校の教員の免許も持っているということですね。その方が市立高校から今度県立高校、今まではその高校の免許を持っていたけれども、市立高校から県立高校には行けなかったという話なわけですね。

教育長 わかりにくいですね。

市場委員 免許を持っているのに何で……

教育長 要するに市内の小学校や中学校の教員が、市立松戸高校に異動するという事は、単純な異動ではなくて、あくまで本籍という言い方は変ですけども、義務教育学校の市の教員という立場を基本的には持っている中で、いろんな意味合いで、市立松戸高校に何年間か勤務をするということなので、終了したら一旦は戻る。そういう関係でございます。

教育長職務代理者 身分も給与の出どころも違うわけですね。

教育長 そうですね。

教育長職務代理者 そこに移って、そこから県立高校には行けませんというのが、去年あたりはそういうお話がありましたですね、去年のこれのときには、それが可能になったということによって、この「原則として」を入れることによって、その例外的な異動も可能にしたということですね。行政的にはなかなか難しい面が多分あるんだろうと思いますが。

教育長 大きい流れとしては、小中高あるいはほかの特別支援とか、いろんな学校との交流が、県単位で活発になってきているということで、そういう県全体の流れに応じた制度ができ上がってきているということです。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

新旧対照表、また原文のほうを見ていただきまして、そのほかよろしければ、かなり文面上、変わっているところがありますけれども、場所が移動したり県のほうに取り込まれたりというようなところで、実質的な変更というのは、先ほどの「原則として」を入れたところ

とか、少しかなというふうには思っております。身分にも係る大変重要なところですので、お気にかかるところはありますか、よろしいですか。

教育長 つけ加えますと、さっき同一学校への在校期間の長さの質問が市場委員からございましたけれども、あれも7年とか9年というのは、それぞれの自治体で、全国的には全部違います。なので、短期間でもあるいは長期間でもメリット、デメリットはそれぞれあるわけで、その中の7年という長さにおけるメリット、デメリットを千葉県教委が一番重視しているというふうに捉えていただければ、私たちはその中で動かざるを得ませんので、そういう状況であるということを知っていただければというふうに思います。

市場委員 ちょっとじゃ、それに絡んで。

その規則は県との整合性上、仕方ないという言い方が適切かどうか、そうなっているのは理解できますけれども、市立高校は英語教育に力を入れて、国際交流に力を入れる。そういう学校を目指すという理念というか、理想があるんだと思います。

学校づくりというのは、生徒も大事だけれども、その生徒を教育していく先生の力、先生によって学校がつくられていくところが非常に大きいと思いますので、その辺の理念を実現するための実際の人事異動というのが必要なとも思いますので、その辺も十分ご配慮いただければと思います。

教育長職務代理者 運用上の配慮をお願いしますということです。

学務課長。

学務課長 今のお話のとおり、松戸市立高校の教育理念、特色というのがありますので、そこは校長の経営等を含めて、校長と意見具申があります。そういう中で理念を実現するために、人事異動について、こちらと調整を図っております。ですから、今例えば英語教育に力を入れることが理念にありますので、指導力のある優秀な職員の配置につきましては、市立高校の校長と協議しながら、義務教育の学校から優秀な職員を送り出すという交流は実際に今も行っております。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 学校ですから、校長先生の権限というのもありますし、その責任の中でやっていらっしゃるということもあるけれども、教育委員会の人事というものと一体となって機動的に方向性を持ってやっていただきたいというようなご意見だったかと思います。よろしいですか。

伊藤委員 じゃ、すみません。

教育長職務代理者 伊藤委員、一言最後に。

伊藤委員 私もこれはそんなに大きな疑問を持たずにそう思っていたんですが、ただ、10年以上にならないようにするという県のこの方針というのは、例えば警察官は、ある特定の警察署に長期間在勤すると、いろいろ問題が起こるということで、一時、そういう問題が起きて、とにかく一定の期限が来れば、異動させられるみたいですが、学校の先生も10年とか長いこといると、何かそういう弊害とか問題が起こるとい、それはもう経験的にそういったことを踏まえて、県がそういうことで考えておられるのか。その中で、こういう10年というのはやっぱり維持しなければいけない、場合によってはもっと短くしなければいけない、あるいは、いや逆にもっと長くしたほうがいいのかというような議論はあるのでしょうか。

その辺のところは、もう全く県の方針だということで我々が受け入れるのはいいんですが、県のほうが歴史的にどうか、流れとして、教員の10年という一つのタームをどういうふうに捉えておられるのか、その辺ちょっと気になるんですけども。

教育長職務代理者 そうですね。義務教育のほうのこの人事異動の方針もありますし、いろんなところで県なり市なりがどう考えるかといったときに、ゼロベースから考えたときに、本当に必要な方針であるのか、ならわしであったり何か、あるいはそういう何か気にすべき事象が発生することがあったのかとか、そういったことを柔軟に見直すような仕組みがあるのかというようなご質問だったと思うんですが、学務課長、何かコメントできますか。

学務課長 県の方針については、いろいろな視点から見直し、その一つとして、同一校勤務の年数制限等もふまえて、異動方針を出してきていると思います。一つは先ほど教育長からあったように、人事交流は活発にしていくということでは、いろんな人材を活用していきこうという動きがあります。それからまた、本人のスキルアップ、次のステップということでの異動というのは大分活発です。例えば松戸市の義務教育ですけれども、市内間、市外との交流、あとは特別支援学校など異校種との交流を図ったりしています。今はそういうところでは、活発に県の方針に基づいて行っております。同一校勤務の年数は例えば7年とか10年とか出しながら、そういう視点での異動というのは、積極的に働きかけて行っているところでございます。

伊藤委員 一般論として、確かに人事異動というか、人事交流の必要性というのは、もちろん必要だし、そういうのがないと、新しいステップアップをしていきたいという人の道を閉ざすことにもなるんで、それは必要だとは思いますが。他方において今市松の話が出ていますけ

れども、そういう学校にとってかけがえのない人材というのか、ぜひとも放したくない人材というのも当然あり得るわけなんで、そういうときに校長の判断で10年を超えてキープできる、維持できるということが、ほぼ例外的な形になると思うんですけども、認められているということのようなんです、実際に10年を超えておられる方が結構いるのか、あるいは、やっぱり10年というルールがある以上、いかに校長の判断とはいえなかなかキープできないというのが実情なのかというようなところはどうか。

教育長職務代理者 先ほど5年から10年での異動が大体多いというようにお話の中で、例外もありますということもありました。今のご質問でコメントいただけますか。

学務課長、お願いします。

学務課長 今、市松改革を推進しています。平成31年の実施に向け、計画的に進めております。そういう改革に向けての学校経営・運営というところで、校長の意見具申があります。経営上どうしてもポイントになる教員について、校長の裁量権をもって、人事を進める場合もあります。そういう時は、市教委と県教委とで協議しながら進めているところでございます。

市立高校の現状ですけれども、現在、10年目以上の方はいらっしゃいません。つまり、市立高校11年目という方はいません。ただ、義務の方は7年ということになっておりますけれども、やはりその校長の経営上の視点から、その年限を過ぎた方が、今1人おります。そういうところは校長の意見具申をもとに協議し、進めております。

教育長職務代理者 いろんな面があるのか、本人のモチベーションとかスキルアップとかも含めて、いろんな面の中でのことで、ルールとしての10年というのがどうなのかなというのを柔軟に考えて今後もいってほしいということですね。

伊藤委員 そうですね、そういう必要な人材については特にそうですね。

教育長職務代理者 特色をつくって。武田委員。

武田委員 教員の何ていうか、資質で重点を置かなければいけない方に対してというご意見があったんですけども、年数に対するデメリット、メリットがあるというのは非常によくわかります。ただ、ある一定の年月というものが最初から眼目にあることによって、その人に頼るというよりも、大事にするべき方針とか理念とかを引き継ごう、引き継ごうという気持ちを常にブラッシュアップしようという機運は高まるような気がするんですよ。だから、決して長いことだけがいいわけではなくて、そのよさを認める方の力量を早く吸収しようとか、早く伝えようとか、そういう気持ちが、きちんと年月を切ることで、より高まるという効果も、もしかしたらあるんじゃないかなというふうに感じます。

教育長職務代理者 そうですね、そういった面もあるということでございます。

私も転勤のない仕事をしておりまして、ずっと一生ここにいると思うと、やっぱりなかなか新陳代謝がないので、市場先生もそうかもしれませんが、やっぱりそういう意味で、いつまでしかいられない、10年という目安があるということの逆によさというものもあって、そこでやっぱり仕事をなし遂げるという、あるいは後輩に引き継いでいくと、後進を育てるといったことも行われるのではないかというご意見だったと思います。

学務課長、コメントはありますか。

学務課長 今、武田委員のおっしゃったとおり、ある程度年限の中で、その学校での職務、任務を果たしていかななくてはならないし、その職員がいつまでも同一校に勤務しているわけでもない現状の中で、学校文化はつくっていかなければなりません。そこで次の人材を育てていくというところが一つあると思います。また、逆にその期待される人材というのが、いつも必ず入ってくるわけではないので、そこを踏まえながら人事を進めていかななくてはけません。そのため、限られた年限で、仕事を果たし、引継ぎ、後進を育てることも必要になってきます。

教育長職務代理者 大分時間を使いましたけれども、教育長、コメントは。

教育長 そういう中で、学務課長が一番苦労しているんですけども、今後のことも含めて、千葉県全体的な流れを言いますと、特に房総半島、南部のほうは過疎化がもうかなり進んでいます。そういう中で、むしろ停滞しがちな、要するに教員の数も少ないので1校にどうしても同じようなメンバーが長くいてしまうような傾向がある。私もほかの自治体にいたことがあります。そうすると、松戸よりも小さい自治体で経験していると、やっぱり中学校ですと、数校の中でしか人事異動がないので、いつも同じようなメンバーと顔を合わせる。どうしてもマンネリ化といいますか、そういう雰囲気各現場には生じてしまう。

ですので、むしろ異動を早く回したい。けれども、今言いました南のほうでは、人そのものが少ないので、回しようにも回せない。なので、県はむしろそういう方向性を強めて、市外にぜひ出なさいとか、そういう動きが向こうではあります。その流れがこっちにも今は来ているわけです。一方で、校長の在職期間は、前は1年でも認められたのですが、今はいや2年、あるいは3年を基本としなさいという方向に、県教委も変わってきています。これは学校経営そのものが難しくなったので、1年ぽっきりではとても、とんでもないですよという、そういう考え方のあらわれだというふうに思っております。

そういうふうに人材の状況あるいは経営の状況、いろんなことを考えて県教委もいろんな

方針を出してきていますので、そこを踏まえながら、私たちは市内の状況を見てまた考える。今いろんなご意見も出ましたので、その辺も参考にしながら、学務課長がまた苦勞すると、そういうことになっております。よろしくお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、議案第30号につきましては、以上で質疑及び討論を終わらせていただきます。

伊藤委員 ちょっと1点だけ。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 すみません、全く内容には関係ない話なんですけど、この書き方の問題なんですけれども、新旧対照表を出していただいているというのは非常にわかりやすいし、いいことなんですけど、たまたま2つの議題で続けて出てくるんで私が混乱してしまったんですけれども、新と旧の左右の並び方が、まさしく先ほどの市民会館のものと今回のが逆になっているんですよ。ですから、ちゃんと読めばわかるんですけれども、何かページをめくっているうちに、果たしてこれはどっちがどっちだったのかなというようなことで、一々確認をとらなければいけなかったんで、どちらが正しいのか私はわからないんですけれども、とにかく統一していただきたい。

生涯学習部長 旧が左で新が右です。

伊藤委員 普通そうですね。

教育長職務代理者 旧が左で新が右と、生涯学習部長の発言がありましたので、今後そのようにしてください。

伊藤委員 よろしくをお願いします。

教育長職務代理者 確かにそのほうが目がなれて見やすいです。

資料作成の上でのお願いでございました。

以上をもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第30号を採決いたします。

議案第30号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認めまして、議案第30号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第31号

教育長職務代理者 次に、議案第31号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 議案第31号「松戸市美術品等選定評価委員の委嘱について」ご説明いたします。18ページをご覧ください。

松戸市美術品等選定評価委員会条例第4条第1項の規定に基づき、松戸市美術品等選定評価委員を委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、平成29年3月31日をもちまして、委員の任期が満了しましたので、後任者を委嘱するためでございます。任期につきましては、平成29年11月1日から平成31年10月31日までの2年間でございます。

なお、任期に空白期間が生じた理由といたしましては、選任の委員5名のうち2名の方がご希望によりご退任されたため、新たな委員を探して内諾をいただくまでに時間がかかったためでございます。

次に、提案いたしました委員候補者名簿は19ページをご覧ください。今回は再任が3名、新任が2名でございます。

初めに、坂本満氏は、お茶の水女子大学名誉教授、国立歴史民俗博物館名誉教授、元浦和美術館館長で、現在は金沢美術工芸大学において客員教授を務められております。ご専門分野は、西洋版画史でございます。

2人目の岩切信一郎氏は、新渡戸文化短期大学の元教授で、現在は早稲田大学非常勤講師を務めておられます。ご専門は、近代日本版画史でございます。

3人目、歌田眞介氏は、東京芸術大学名誉教授で、ご専門分野は絵画の保存、修復でございます。以上再任でございます。

続きまして、新任者2名についてでございます。

角田拓朗氏でございますが、角田氏は、神奈川県立歴史博物館の主任学芸員でございます。近代日本美術史をご専門としておられます。2009年には展覧会企画とカタログ論文による倫雅美術奨励賞を受賞しておられます。絵画の幅広い知識を有しておられることから、その力量を十分に発揮していただけると期待しているところでございます。

最後は、西山純子氏をお願いしたいと考えております。西山氏は、千葉市美術館の上席学

芸員でございます。近代日本版画をご専門としておられ、木版画についての著書がございます。学芸員として数多くの展覧会を担当し、2008年には展覧会企画とカタログ論文により、角田氏と同じく倫雅美術奨励賞を受賞されています。版画の幅広い知識を有しておられることから、その力量を十分に発揮していただけるものと考えております。

松戸市が主な収集対象としております松戸ゆかりの美術品は、美術史の上では、絵画や版画を含む近代美術史に含まれます。受け入れ及び評価についてご審議いただくには、これらの専門分野の方が必要不可欠でありますことから、この5人への委嘱を考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第31号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

新任の先生お二人、あれですね、任期があいたのは、特に支障はなかったんですかね、社会教育課長、ちょっとそこの補足を。

社会教育課長 補足させていただきます。

退任のお申し出をいただいたのは、本年3月に実施しました評価委員会のときでございましたので、すぐに4月1日からという対応ができませんでした。ただ、評価委員会の開催は例年、年に1回、1年分をまとめて審議しておりますので、空白が生じたことによる障害も特段ございませんでしたので、新たな委員をじっくりと選定させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 委員の方の専門についてですが、具体的なことを僕はわかりませんが、版画と書かれている方が3人いらっしゃって、そういうバランス面で、余り問題はないということと、いいのかということと、あとは、美術品の選定評価委員会というものが、具体的にどういことをされているのか、例えばこれからこういうものを購入しようと思うんですけども、その価値とか価格とかが妥当かとか、そういうものをその会議で話し合われるのかなと想像しますが、そういうことと、いいのかどうか、教えてください。

教育長職務代理者 ご説明をお願いしますが、条例がこれも資料で1つありますので参考に、第2条にその所掌事務というところで価格等についても入っているようではございますので。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 まず、委員の専門分野の構成についてでございますけれども、松戸市の収集対象を考慮した専門分野の委員構成となっておりますが、いずれの方も大学や美術館における学識経験豊かな方々でございますので、美術品等の収集に関する選定や評価について、適切なご審議をいただけるものと思っております。

今後、もし他の分野の美術品の受け入れ等をお諮りする必要が生じた場合には、松戸市美術品等選定評価委員会の条例第9条にも書いておりますけれども、委員会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門的知識を有する者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができるということを定めておりますので、今後その分野の専門の、今回の選定評価委員の皆様以外の専門分野についてお諮りするときは、その専門の方のご出席をいただくことで対応してまいりたいと考えております。

次に、委員会の審議の内容でございますけれども、条例の第2条にも定められておりますけれども、教育委員会が受け入れようとする美術作品及び資料について真贋、受け入れの適否と評価額、購入の場合は購入金額について審議をしていただくというものでございます。主には、松戸市の場合には、寄託ですとか寄贈の審議のほうが多くなっております。

以上でございます。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 寄託、寄贈ですから、価格という問題がないことも多いということですね。

社会教育課長 それにつきましては、評価額ということで評価をしていただいております。

教育長職務代理者 評価額は出して、それで寄託、寄贈を受けるということですね。

武田委員。

武田委員 前任でやめた委員というのが、個人のほうの事情によるというのは、知らなかったんですけども、前回もたしか近代日本美術史の方がお二人いたように記憶していて、その都度その都度、選定したいものに対して人材発掘をしていらっしゃるのかなというふうに勝手に思っていたんですが、そうじゃない事情もあるのかなというところを、今お聞きしてわかりました。今回の人事に関しては、非常に適切だなと思って拝見していました。とてもいい方がついてくださってありがたいなというふうに思っております。

特に昨年、一昨年と話題になりました板倉鼎展の流れからいって、近代日本美術史の方を入れられるとか、松戸市は奥山儀八郎先生の作品を多く所蔵していますので、この岩切先生を初め、また西山先生と岩切先生って、たしかいろんなところで、図録なんかを拝見すると、

一緒に研究発表というか、活動が近いところでされている先生だったように記憶しています。そういった意味で、そのあたりのことをきちんとこの2年間の中で、いい選定がされていけばいいなと期待しております。

特に何の不満も不足もなく、素晴らしい人事だなと思っておりますが、ぜひいい結果が2年間で出ることを望みます。

以上です。

教育長職務代理者 武田委員にそう言っていただいてほっとしたのではないのでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 個人的な事情で突然ということだったので、勝手に心配するのは、多分松戸市の公がやることですから、活動に関しての十分なお礼ができないんじゃないかというようなことを勝手に心配しているんですけども、先ほど、ほかの分野では、また新たに鑑定をしていただいたりというようなこともあるんですけども、そういったことが柔軟に運用できるように財政上なっているのかどうかを、俗っぽい質問で恐縮ですが、最後にそれを。

社会教育課長。

社会教育課長 委員さんに対しての謝礼は、2万円かける5人分で年1回ということで、それしかないわけなんですけれども、それ以外に、美術に関する展覧会の監修ですとか、他の報償費がございますので、そういったところを運用させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、謝礼なくしてお願いするということはございません。

教育長職務代理者 よろしくお願ひしたいと思います。

そのほかいいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、議案第31号につきまして、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第31号を採決いたします。

議案第31号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第31号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第32号

教育長職務代理者 次に、議案第32号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 では、続きまして、議案第32号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、松戸市文化会館森のホール21及び松戸市民劇場の2つの施設の指定管理者の指定期間が、平成30年3月31日をもって満了となりますことから、指定期間満了後の指定管理者を指定するためでございます。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならないと規定されておりますことから、平成29年12月定例会に議案を提出し、議会の議決を求めるよう市長に申し出ることをご承認いただくためにご提案させていただいております。詳細につきましては、21ページをご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、Iに記載しております松戸市文化会館及び松戸市民劇場でございます。

II、指定管理者の候補者でございますが、公益財団法人松戸市文化振興財団でございます。以下、文化振興財団と呼ばさせていただきます。

III、指定期間につきましては、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間を予定しております。

なお、指定管理者の候補者の選定に当たりましては、公募は実施せず、文化振興財団を随意指定し、審査会を進めさせていただいたところでございます。

次に、選定の経過についてご説明させていただきます。

指定管理者の候補者の選定に当たりましては、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例、以下、条例と呼ばさせていただきますが、第4条第2項の規定により、指定管理者候補者審査委員会に諮問したところでございます。

審査委員会の構成メンバー6名につきましては、21ページの中段、3の3に記載のとおりでございますが、本年7月の教育委員会において、条例第14条第1項の規定により設置いたします指定管理者候補者審査委員会の委員の委嘱につきましてご承認をいただいたものでございます。

指定管理者の候補者の審査につきましては、審査委員会を2回開催し、書類審査を主としたしまして、申請者によるプレゼンテーション及び施設見学を経て総合的に審査をいたしました。また、中小企業診断士による診断を実施し、審査委員会にもその内容を報告いたしました。その結果、指定管理者候補として文化振興財団を指名するという答申を、審議会よりいただいたところでございます。

審査基準及び審査結果でございますが、本日配付させていただきました参考資料をご覧ください。A3の大きな資料でございます。松戸市文化会館及び松戸市民劇場指定管理者候補者審査評価結果一覧表となっております。

一番左の列に審査基準とありますが、これは条例第4条に定められている基準で6項目ございます。各項目それぞれ20点を配分し、合計評価点数を120点としております。

その隣の右の列に、評価項目、評価視点がございまして、これは条例及び松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第3条に定められた基準等をもとに、18項目を審議会の審議を経て設定させていただきました。

評価は、0点から3点までの4段階でございます。この評価点を集計した結果につきましては、お手元の資料のとおりでございます。合計評価点数120点満点中、申請者の取得点数は103.4点でございます。審査会では、合格点を合格評価点数の7割である84点以上とあらかじめ決めておりましたので、合格点をクリアしております。

今後の予定といたしましては、審査会の答申に基づき、指定管理者候補者と指定管理者の指定の議決の前に、細目的な項目につきまして仮協定を締結し、指定議案の議決後に仮協定を基本協定として取り扱うこととなります。

最後に、管理代行料でございますが、こちらにつきましては、21ページの参考資料の6をご覧ください。事業計画による収支予算額として記載してございます。各年度4億8,632万2,000円でございます。4年間の合計は19億4,528万8,000円となります。この管理代行料につきましては、あくまでも候補者の事業計画上の予算でございまして、この後財政当局の査定結果をもとに、11月の教育委員会会議の議案においてご審議をいただきまして、12月定例市議会に、債務負担行為を要求する補正予算の議案を提出する予定でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。

なお、お配りいたしました評価結果一覧表は、公表前の資料でございますので、取り扱いにつきましてご配慮くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第32号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に移ります。

委員の選定は、先ほどお話しありましたように、6月ですか、議論、多少記憶に残っているところかと思えます。ご質問、いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 前に委員の選定の会議のときに、今も説明がありましたけれども、この契約は公募じゃなくて随意契約だと。じゃこの会議をやる理由は何ですかといったときに、以前に比べ、この団体が現状をよりよくしようとする、そういう努力を行っているかチェックするために必要なんだというお話があったと思います。

そういうことを踏まえると、この例えば評価項目、評価視点と18項目の点数が出ていますけれども、この項目が例えば前と同じ、前回のときと同じような項目であって、以前よりも上昇したとか、以前よりも評点がよくするための努力がなされているという評価があったかとか、その辺のことは何かございますか。

社会教育課長 前回と今回での審査項目でございますけれども、条例で決められておりますので、6項目の選定基準につきましては、前回と同様でございますけれども、評価項目の細目につきましては、現在の市の施策や社会情勢等に対応して変更させていただいております。18項目については、審査会の中で決定したものでございます。例えば今の施策や社会情勢に対応してということですが、平成28年4月施行の障害者差別解消法というのがございますが、それを受けまして、選定基準2の住民の平等利用の確保を基準とするものについては、さまざまな来館者に対して来館及び鑑賞、体験に関する障害を取り除く合理的な配慮が実践されているか等を新たに今回は入れております。

また、6の遵法精神と社会責任の基準については、火災、地震の災害等の緊急時の態勢として、市の施策をもとに対応させておりますし、地球温暖化防止のための取り組みについても、市の施策をもとに対応させていただくなど、その辺で一番左の選定基準については、かえておりませんが、細目については今の状況に応じたことで採点をさせていただいております。

前回の点数でございますが、前回は100点満点中84点、得点率でいえば84%、今回は120点中103点ですので、86%の得点率ということで、若干上昇したということでございます。

以上でございます。

市場委員 前回と比較することは、本当に意味があるかどうかはわかりませんが、点数の上ではよくなったということによろしいですか。ありがとうございました。

武田委員 2点質問させてください。

今も出たんですけれども、2番目の項目のところで、4と6の2項目なんですけれども、6が満点の評価であるのに対して、4が比較的到低い評価が出ているんですが、これってかなり内容的にはかぶっていると思いますが、安全に不備がないとなると、高齢者、子ども、障害を持ったところというのは、カバーされているように想像できるんですね。となると、何が欠けていると想定してこういうふうになるのかというのが、何か文言として出ているもの、上がっているものとかがあれば、点数以外のところで知りたいというのが、あと、これは単純なことなんですけれども、20点満点と書いてあって、委員さんが6名で3点評価なんですよね。何で2点欠けているのかなというのが、ちょっと、六三、十八が満点なんじゃないかなと思ったりしたんですが、そこを教えてください。

社会教育課長 まず、細目の4と6の違いでございますけれども、6は主に施設とか設備的なことをいっております。4につきましては、それだけではなく、来館及び鑑賞、体験等に関する障害ということで、ソフト面ということで、例えば耳の聞こえない方々には手話をやるように主催者に伝えるとか、そういった設備以外のものでの配慮がされているかというところの評価でございます。

それから、点数につきましては、ちょっと点数の出し方がわかりにくいと思いますので、今ちょっと見本をお配りさせていただきますがよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 はい、お願いいたします。

(資料配付)

社会教育課長 得点の計算の方法なんですけれども、(1)のところだけちょっとピックアップしてご説明させていただきますけれども、施設の設置目的を達成するものであるということが20点満点になっております。これに対してナンバー1、2、3は、それぞれ0から3までの4段階評価なんですけれども、満点でいけば1項目ずつで3点ですから、1から3までで満点は9点になります。

計算の出し方なんですけれども、まずA委員からF委員までの平均点をそれぞれの1から3について出します。ナンバー1については2.83、2については2.17、3については2.17になります。計算方法なんですけれども、ナンバー1からナンバー3までの満点、つまり9点を分母として分子を平均点で出した2.83、2.17、2.17を足します。そうしますと得点率というのが

0.80ということで出てまいります。この0.80を先ほどの一番左の20点で掛けることによって、申請者の得点が16点という形で出てくるものでございます。この計算方法につきましては、これは市の統一の計算方法でございますので、独自にかえることはできませんので、その辺、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

武田委員 今後こういう計算方法がいろんなところに出てきたときに、念頭に置いて考えればいいですか。ありがとうございました。

教育長職務代理者 計算方法は、割合から、120点満点で割りつけるとこうなると。84点ですから、7割ですか。70%を基準として考えた結果、クリアしていますというご説明でした。いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 シンプルな疑問ですが、松戸市文化会館及び市民劇場で、2つを1つの評価の表になっているのが、私には何となく疑問です。建物自体が違う。管理している人は一緒なんですけれども、安全性とか、そういう視点だとか広報の仕方も森のホールと市民劇場では随分違うなど市民として思います。森のホールのほうが広報活動はよく目に、世代として40代の子育て世代ということなので、森のホールのイベントだとか、何かそういうものはとても目に入るのが、私の立場としてはそうなのかなと思うんですが、この2つを一緒にするというのは、これはもう市の決まりなんですか。別々にこれを出すことというのは、できたのでは、施設が違うので、シンプルな疑問です。

社会教育課長 確かに施設は違うんですけれども、指定管理者は同一の指定管理者ですので、施設によって多少管理方法は違うことはもちろんありますけれども、トータルで同じ財団に指定するということで、財団の運営の経営方針ですとか、財務状況ですとか、そういったこともトータルに審査をして候補者にするということなので、施設は違いますが、同一の審査という形になります。

山形委員 はい、わかりました。

教育長職務代理者 ご説明のとおりなんですが、ただ、わかりにくいですね。という山形委員の意見は、ぜひお持ち帰りくださいませ。それが当然と言われると、市民とするとちょっとどういう評価を、市民の感覚とは、ずれているんじゃないかというのが、今の山形委員のご意見だと思います。何かコメントがあれば。

社会教育課長 申しわけありません。補足させていただきますと、施設は別々ですけれども、

松戸市の文化振興を担っていくというところで、同一の目的を持った施設でございますので、その辺も含めまして同一の候補者ですので、審査は一緒に行っているということでございます。

教育長職務代理者 私が申し上げたことに対する反論ですか。

社会教育課長 そういうことではないんですけども……

教育長職務代理者 ええ、いいんですけども、意見としてお持ち帰りください。これは今年の評価、評価方法については市の決まりもあるでしょうけれども、例えば安全性の問題とかについて、両方一緒の指定管理者だからじゃなくて、施設ごとにやっぱり感じていることはあると思います。広報についてもあると思います、という意見です。ですから、これをどうされるかは、またご検討をいただければというふうに。

社会教育課長 はい、わかりました。申しわけございません。その辺は持ち帰らせていただきます。

教育長職務代理者 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 これは、前回も出たところで、私も最後意見なんですけれども、やはり競争の原理とかが働かないんじゃないかという根本的なところを、どう、よい形で、それでは随意の中で実現していくかというところに、この事務局の今度は使命があるんだろうと思うんです。

例えばこの2点、この中でいうと平均点の低いのは2.17とかいうところが何か所かあるんですけども、例えば(1)の2とか(1)の3、具体的なあるいは創意工夫、それから(2)の5もその工夫の範囲だろうと思いますし、そういった点について、これはどなたの意見がどうかはともかく、平均点とするとやっぱり余り伸びていないという印象なんだろうと思うんです。もっとできるんじゃないかという中で、それをどう今度は文化振興財団のほうで実現していただくのかということをお伝えをいただきたいですし、それをどう実現するかが、この競争原理が出ないところでやる。そちらのメリットのほうをとるという中でやっついていかないと、教育委員会とすると少し仕事半分になってしまうような気がします。あるいは批判の可能性を残してしまいます。やっぱりそこに対する前向きな努力を、どう形にしていくかというようなことだろうと思いますので、ぜひこれは特殊な施設でありますし、あるいは商業的な論理ではできない部分も多々ある中でございますけれども、ぜひそういった視線といいますか、市民からのご意見に答えられるような形でお伝えをいただいて、運営をし

ていただけたらというふうに思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 それでは、ほかにご質問はないようでございますので、これをもちまして、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第32号を採決いたします。

議案第32号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第32号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何かご報告はありますでしょうか。

教育企画課専門監 それでは、松戸市議会9月定例会での請願についてご説明させていただきます。

9月25日に閉会になりました松戸市議会平成29年9月定例会におきまして、1件の請願が提出されましたので、その審議内容と採択、不採択の結果についてご説明させていただきます。

本請願1件につきましては、9月11日に開催されました教育環境常任委員会に付託され審議されました。請願第6号「就学援助の入学援助金前倒しの支給を求める請願」についてご説明申し上げます。

本請願に対する執行部の見解は以下のとおりでございます。

まず、就学支援制度の概要についてでございます。

就学支援制度は、学校教育法第19条、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないことを根拠に行われ、各市町村独自の基準に基づいて認定されます。現在松戸市では、新小中学校の1年生に新入学用品費を通常7月に学用品費とあわせて支給してございます。国の補助金の対象者が児童生徒に限定されていたため、入学前に就学援助費を支給することは困難と判断していました。しかし、平成29年3月31日付、平成29年度の要保護児童生徒援助費補助金についてという文

部科学省通知があり、就学前の児童生徒にも、就学予定者として支給できると判断されました。

この通知に伴い、新中学1年生に対しては9月補正で対応し、入学前の支給を実施いたします。新小学1年生に対しましては、周知方法、申請方法、判定時期及び体制の確保に課題があることから、今年度の前倒し支給は見送ることといたしました。

今後も先進市の動向や課題を調査研究し、松戸市で抱えている課題解決に努め、できる限り早い時期に、新小学1年生への前倒し支給実施に向けて研究してまいります。このような意見を執行部の見解として説明させていただきました。

引き続き質疑に入りまして、①新中学1年生への前倒し支給が可能となったのは、文部科学省の方針変更以外に何か状況変化はあったのか。次に、就学援助のうち入学準備金だけでも切り離して支払えないのか。③松戸市の就学援助受給者数は他市と比較して多いのかなどの質疑がなされました。

続きまして、フリーターキング制による、委員間の意見交換が行われ、審査の手続を簡便にすることで前倒し支給は可能になると考えており、新年度の支給に間に合う最終のタイミングは、この9月定例会だと考えるなどの意見交換があり、引き続き討論に入り、現時点では、保護者への周知方法や職員の体制確保に課題があり、前倒し支給には万全な体制で臨むべきと考え、不採択を主張する。次に、新小学1年生への前倒し支給、実現はしかるべき早い時期に取り組むことを願いつつも、いまだ諸課題が多く残されているので、不採択を主張する。次に、文部科学省の通知に基づき、直ちに準備に入れば、新年度からの支給は可能であると考え、採択を主張するなどの討論が行われ、採決の結果、請願第6号につきましては、多数意見をもって不採択とすべきものとされました。

以上の請願は、教育環境常任委員会の審査に続いて、9月25日の本会議最終日に上程され、常任委員会の審査結果のとおり不採択となりました。

以上が、松戸市議会平成29年9月定例会に提出されました教育に関する請願についてのご報告となります。

以上でございます。

教育長 すみません、資料がなくておわかりにくいと思いますので、後でお示ししたいと思います。

教育長職務代理者 それに向けて動いてはいるけれども、請願自体は不採択となったということだけでも、文科省通達に基づいてどのような形で実施できるか、準備を検討していると

ということですね。

なかなか年度がわりのところというのは難しいですね、事務的なところはクリアすべき課題は多々あるとは思いますが、実態に即して考えると、やはりちょっと7月ではというのはおっしゃるとおりのところもあります。今ご報告がありました。

そのほかよろしいでしょうか。いいですか。

(「はい」の声あり)

教育長職務代理者 そのほか委員のほうから。

(「ありません」の声あり)

教育長職務代理者 なければ、では、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課専門監 平成29年11月定例会でございますが、平成29年11月16日の木曜日、午後2時より、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 11月16日、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成29年11月定例教育委員会会議は、平成29年11月16日の木曜日、午後2時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年10月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時40分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員